

## 岐阜県環境負荷低減事業活動実施計画認定実施要領

制定 令和 5 年 3 月 31 日付け農園第 1971 号農政部長通知

改正 令和 7 年 12 月 1 日付け農園第 1151 号農政部長通知

改正 令和 8 年 5 月 14 日付け農園第 197 号農政部長通知

### 第 1 目的

この要領は、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和 4 年法律第 37 号。以下「法」という。）に基づき、環境負荷低減事業活動実施計画又は特定環境負荷低減事業活動実施計画（以下「実施計画」という。）の認定について、法、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和 4 年農林水産省令第 42 号。以下「規則」という。）、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（農林水産省告示第 1412 号。以下「基本方針」という。）、環境負荷低減事業活動の促進等に関するガイドライン（4 環バ第 161 号令和 4 年 9 月 15 日。以下「ガイドライン」という。）及び「岐阜県みどりの食料システム推進計画」（以下「県基本計画」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 実施計画の作成

実施計画の認定を受けようとする農林漁業者が作成する実施計画は、別記様式第 1 号から第 3 号によるものとする。

### 第 3 実施計画の提出

実施計画の認定を受けようとする農林漁業者は、実施計画その他必要な書類を添付し、別記様式第 4 号又は第 5 号を知事に提出するものとする。

ただし、環境負荷低減事業活動及び特定環境負荷低減事業活動を併せて実施する場合にあっては、別記様式第 6 号により、これらをまとめて申請を行うことも可能とする。

### 第 4 実施計画の認定

- 1 知事は、申請された実施計画について、法第 19 条第 5 項及び法第 21 条第 5 項、基本方針、ガイドライン並びに県基本計画に則して認定審査を行うものとする。
- 2 知事は、特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定をするときは、法第 21 条第 17 項の規定に基づき、別記様式第 7 号により、関係市町村長の意見を

聴くものとする。この場合、関係市町村長は、別記様式第 8 号により回答するものとする。

- 3 知事は、申請された実施計画について、内容を適正と認めた場合には、別記様式第 9 号又は 10 号により、申請者に対し、認定通知書を交付する。
- 4 知事は、申請された実施計画について、認定しない場合においては、別記様式第 11 号により、認定しない理由を明らかにした上で、申請者に対してその旨を通知するものとする。

## 第 5 実施計画の変更

- 1 実施計画の認定を受けた農林漁業者（以下「認定農林漁業者」という。）が当該実施計画の変更の認定を受けようとするときは、別記様式第 12 号を知事に提出するものとする。この場合、規則第 9 条又は第 14 条の規定に基づき、変更後の実施計画、別記様式第 13 号による変更前の実施計画の実施状況報告書その他必要な書類を添付するものとする。
- 2 実施計画の変更に当たっては、第 4 の手続を準用する。
- 3 認定農林漁業者が、法第 20 条第 2 項又は法第 22 条第 2 項の規定に基づき行う認定計画の軽微な変更の届出は、別記様式第 14 号によるものとする。

## 第 6 認定の取消し

知事は、法第 20 条第 3 項又は法第 22 条第 3 項の規定により、実施計画の認定を取り消す場合は、当該認定に係る農林漁業者に、別記様式第 15 号により通知するものとする。

## 第 7 実施状況の報告

知事が認定農林漁業者に対して求める認定計画の実施状況についての報告は、別記様式第 16 号によるものとする。

## 第 8 市町村への通知

実施計画（変更に係るものを含む。）を認定し、又は取り消す場合は、別記様式第 17 号又は 18 号により、関係市町村に対し、その旨を通知するものとする。

## 第 9 認定農林漁業者に関する個人情報の取扱い

知事は、認定業務のほか、認定農林漁業者に対する支援等を円滑に実施するため、国、市町村、その他関係機関・団体等と認定農林漁業者の情報を共有することができるものとする。

農林漁業者は、この取扱いに同意する場合、実施計画に別記様式第 19 号を添付し、知事に提出するものとする。

#### 第 10 書類の提出先

第 2、第 5、第 7 に係る書類は、農林漁業者の住所地（他の都道府県に居住し、岐阜県内の農地で耕作等を行う農林漁業者にあつては、その農地等の住所地）を所管する以下の窓口部署に提出するものとする。

主たる業態	窓口部署
耕種	農林事務所農業振興課 (耕種担当)
畜産	農林事務所農業振興課 (畜産担当)
水産	本庁里川・水産振興課
林業	農林事務所林業課

#### 第 11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、県が別に定めるものとする。

##### 附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

##### 附 則 令和 7 年 12 月 1 日 農園第 1151 号

この要領は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。

##### 附 則 令和 8 年 5 月 14 日 農園第 197 号

この要領は、令和 8 年 5 月 14 日から施行する。